

令和 8 年度（2026 年度） 鎌倉市特定任期付職員（弁護士）採用選考受験案内

鎌倉市総務部職員課

鎌倉市では、弁護士の専門性を発揮できる地方公共団体の業務全般に従事する「特定任期付職員（*）」を募集します。

* 特定任期付職員

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、高度の専門的な知識経験等を有する者を、任期を定めて当該知識経験等が必要とされる業務に従事させるため採用する職員です。

勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

1 募集する職種、採用予定人数、任用期間及び職務内容

職 種	採用予定人数	任用期間（*）	職務内容
弁護士	1名	令和8年（2026年）10月1日から 令和10年（2028年）3月31日まで	（1）行政事務執行上の法的問題に関する職員からの相談対応 （2）指定代理人又は訴訟代理人としての訴訟又は調停の対応 （3）行政不服審査法に基づく審査請求に係る助言、指導 （4）法令関係研修の計画実施

（*）採用予定日は、原則として令和8年（2026年）10月1日ですが、離職等の事情により同日からの勤務が困難な場合は、相談に応じます。また、任期は採用した日から5年を超えない範囲内で本人の同意を得て更新する場合があります。

※ 公の意思の形成への参画にたずさわる職です。

2 受験資格

内容 職種	受 験 資 格	
	学歴・資格要件	年 齢 要 件
弁護士	弁護士資格を有し、その資格に基づき職務経験が2年以上ある者	年齢要件はありません。

※職務経験

- （1）職務経験とは以下のものが該当します。
 - ア 弁護士としての実務経験
 - イ 国、地方公共団体での常勤弁護士（任期付職員等）としての実務経験
 - ウ 弁護士資格取得後の国、地方公共団体、民間企業等での法務や訴訟に関する実務経験
 - エ その他上記と同等の経験
- （2）職務経験には、上記のうち週当たり30時間程度の勤務を1年以上継続した期間が該当します。
- （3）最終合格発表後、職務経験を確認するため、職務経歴書を提出していただきます。

次に該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条の規定に該当する人

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験申込手続

申込受付期間中に、以下申込手順に沿って申込してください。

必ず本登録まで行ってください。仮登録までしか行っていない方は試験を受験できません。

(申込URL : <https://secure.bsmrt.biz/kamakuracity/u/job.php>)

【申込受付期間】

令和8年(2026年)5月18日(月)午前9時から6月8日(月)午前9時まで

申込手順

- (1) 上記URLから「特定任期付職員(弁護士)」の「詳細」を押下してください。
- (2) 希望する職種であるかを確認し、「応募する」を押下してください。
- (3) 個人情報の取扱いについて確認し、「同意する」を押下してください。
- (4) 氏名・メールアドレス等を入力し、パスワードを設定のうえ、「登録」を押下してください。
- (5) (4)で入力したメールアドレス宛に「【鎌倉市役所】仮登録受付完了と本登録のお願い」というタイトルのメールが届きます。本文にIDとURLが記載されていますので、URLにアクセスし、IDと(4)で設定したパスワードを入力してログインしてください。
- (6) ページ上部の「エントリー入力」を押下し、必要事項を入力して本登録を完了してください。(スマートフォンからアクセスしている方はページ右上部のメニューボタンを押下すると「エントリー入力」が出現します。)
- (7) 本登録完了後、「【鎌倉市役所】本登録完了通知」というタイトルのメールが届きますので、これで申込は完了です。

※申込前に「bsmrt.biz」のドメインから送信される電子メールが受信できるようにメールの設定をしてください。

※受付専用ページで推奨されるブラウザはGoogle Chromeです。

※受付期間外は、「特定任期付職員(弁護士)」の項目は表示されません。

※申込には、顔写真データの添付が必要になります。縦横比4:3のデータを御用意ください。

※「本登録」の途中で登録内容の一時保存が可能です。登録作業を中断した場合は、途中から入力が可能ですが、一時保存のまま申込み期間が終了した場合は、本登録が完了しませんので御注意ください。

※受付期間最終日は、アクセス集中により申込サイトに繋がりにくくなる場合があります。いかなる場合も受付期間を過ぎてからの申込みはできませんので、余裕をもって申込みしてください。

4 試験の方法

面接を行います。

- (1) 日程・・・令和8年（2026年）7月2日（木）
場所・・・鎌倉市役所本庁舎等
日時及び場所等の詳細は後日通知します。
- (2) 合格発表・・・令和8年（2026年）7月上旬（予定）（合格者に通知を郵送します。）

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、特定任期付職員採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 採用後6か月は条件付採用となります。この期間の実績により、正式採用しない場合があります。
- (3) 受験資格がないこと又は申込の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消し、特定任期付職員採用候補者名簿から削除します。
- (4) 外国籍の方について、就労が制限される在留資格の方は、採用しません。

6 職位及び配置

本市の課長職に任じます。なお、令和8年（2026年）5月現在、総務課への配置を予定していますが、事務の見直し等により配置を採用後に変更する場合があります。

<指揮系統例>部長-次長-**課長**-担当係長-担当職員

7 勤務条件

- (1) 給与
給与は、鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例施行規則に基づいて支給されます。

給与月額（地域手当を含む。）
660,100円

この他、期末手当及び通勤手当を支給要件に応じて支給します。なお、扶養手当、住居手当、管理職手当又は時間外勤務手当などの支給はしません。

上記給与月額は令和8年（2026年）5月1日現在のものです。採用するまでに給与改定等が行われた場合は、給与月額が変動する場合があります。

- (2) 勤務時間
午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、原則として月曜日から金曜日までの週38時間45分勤務となります。必要に応じて**勤務時間帯の変更、土日等の出勤**があります。
- (3) 休暇
採用月に応じて年次有給休暇を付与します（年間最大20日）。その他として特別休暇（結婚・忌引等）があります。
- (4) 服務等について

基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されるので、現在の弁護士業務を停止する必要があります。弁護士登録を抹消する必要はありません。

※弁護士会の会費等は、自己負担となります。

8 その他注意事項

- (1) 受験資格を満たしていない場合及び受付期間を過ぎた場合は受付できません。
- (2) 災害等で試験が実施できない場合などの緊急のお知らせは、市ホームページ及びX（旧 Twitter）「鎌倉市職員採用情報」で行います。
- (3) 採用された場合、職員の福利や厚生を図ることを目的とした、鎌倉市役所職員厚生会への加入が必須になりますので御了承ください。

鎌倉市総務部職員課 〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 TEL 0467 (23) 3000 内線 2232



職員課ホームページ <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syokuin/saiyo-t.html>



X（旧 Twitter）鎌倉市職員採用情報 https://twitter.com/kamakura_saiyou